



『風雅集』における九月十三夜詠：十三代集時代の新伝統からの逸脱

金，亜奇

(Citation)

國文論叢, 61:13-30

(Issue Date)

2024-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100491565>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100491565>



『風雅集』における九月十三夜詠

— 十三代集時代の新伝統からの逸脱 —

金 亜 奇

はじめに

表一

集（成立時間順）	九月十三夜詠の歌数の内訳		
	月宴和歌	月宴以外	合計
古今	-	-	-
後撰	-	-	-
拾遺	-	1	1
後拾遺	-	1	1
金葉二奏	1	-	1
詞花	1	-	1
千載	1	1	2
新古今	-	-	-
新勅撰	-	1	1
続後撰	37	1	38
続古今	31	-	31
続拾遺	39	-	39
新後撰	32	1	33
玉葉	6	3	9
続千載	11	-	11
続後拾遺	5	-	5
風雅	2	2	4
新千載	8	-	8
新拾遺	25	1	26
*新葉	16	2	18
新後拾遺	4	-	4
新続古今	33	3	36

九月十三夜の月の神秘的な光を背景に宴会や歌合を行う雅な伝統は、古くから存在している。しかし、表一をみると、勅撰和歌集の世界において（本稿では『新葉集』も含むこととする）、九月十三夜に開催された歌合や歌会が急にクローズアップされるようになったのは『続後撰集』以降であることがわかる。これは単に歌数の問題だけでなく、次の歌から窺えるように、当夜の月宴は天皇や院によって主催されるかたちで、風流を極めた晴儀として勅撰集に登場してきたのである。

九月十三夜十首歌合、むかしのながらのはしのはしばしらにてつくられたる文台にて講ぜられ侍りし時、名所月344月もなほながらにくちしはしばしらありとやここにすみわたるらん
（続後撰・秋歌中・後嵯峨院）

その後、度合いこそ異なるものの、月宴で詠まれた歌の入集は二十一代集の終焉まで続いていた。したがって、『続後撰集』の下命者である後嵯峨院と撰者の為家を起点として、十三代集時代の

新たな伝統が創出されたと言える。仮にこれを十三代集の「新伝統」と呼ぶこととする。

九月十三夜の詠歌について、これまでの研究では、その起源を探ることが趣旨であったため、「九月十三夜詠」となる条件として、名月意識の有無が問われてきた。^① 本稿では、九月十三夜に詠まれた歌全般を「九月十三夜詠」とし、特に歌合・歌会で詠まれたもの（そうと明記せずとも、題詠もこれに準ずる）に焦点を当て、これを「月宴和歌」と称する。一方、私的な贈答や、独吟、詞書によって詠歌事情が判然としない歌は「月宴以外」の歌として扱った。『続後撰集』以下各集における「月宴和歌」の割合（千分率）を計算し、次のグラフで表示した。それを見ると、『玉葉集』から『新千載集』までの間に、月宴和歌の規模が総じて縮小する傾向が見える。特に、前代より急激に数値が低下する『玉葉集』と、グラフの最低点を示す『風雅集』からは、新伝統に対する持明院統の強い反発が読み取れる。さらに、『風雅集』の入集歌がこの態度を一層鮮明に表している。以下に、同集における九月十三夜詠を掲示する。特に秋歌下に所収する六二五〜七番歌は、規模は小さいものの、巻頭に置かれて一つの小歌群を形成しているため、そこに秘められた撰集意図は看過できない。なお、九二一番は旅歌に収載されている。

九月十三夜、月をみて

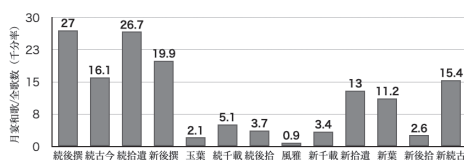
左京大夫頭輔

625 暮の秋月のすがたはたえねどもひかりは空にみちにけるかな

仁和寺よりあからさまに京へ御幸ありて、九月十三夜、

山家月を

院御歌（花園）



626 み山いでし秋の旅ねの夜ごろへてやどもる
月やあるじ待つらん
九月十三夜、住吉社にてよみ侍りける

前参議俊言

627 すみよしの神のおまへのはまきよみこと浦
よりも月やさやけき
九月十三夜いつくしまへまありけるに、
備後のともといふ所にて、海辺月といふ
事をよめる 藤原公重朝臣（経正）

921 あたら夜の月をひとりぞながめつるおもは
ぬいそに浪まくらして

四首のうち、花園院詠と経正詠は題詠であるため、その背景に月宴の存在が想定されるが、歌を読むと、華やかな月宴の面影は払拭され、代わりに羈旅の孤独感が読み取れる。また、洛西仁和寺にある「やど」に思いを馳せる六二六番歌や、住吉で詠まれた六二七番歌、そして備後の輓で詠まれた九二一番歌は、いずれも都の月宴と距離を置いた土地を背景としている。

さらに六二五歌は、頭輔の家集では「九月十三夜、九条殿にて女院御堂にて和歌ありしに、いたはる事ありてえまゐらぬを、とのよりせめておほせらるれば、はふはふまゐりて、月、恋、またもありしかどおぼえず」という詞書を持ち、もともとは月宴和歌だとわかる。

以上のように、『風雅集』には月宴和歌が収載されているが、

表二①（文末補説と内訳表参照）

	後鳥羽	土御門	順徳	後嵯峨							亀山	後宇多				伏見
	建仁二年	建仁二年	建保六年	宝治元年	建長元年	建長二年	建長三年	建長六年	文永二年	文永五年	弘長三年	建治元年	建治二年	建治三年	元亨三年	正応三年
続後撰				12		25										
続古今				3	1	9	2	15								
続拾遺	2			12	1	6	2	7	4	2		3				
新後撰		1?		11		10		3	4	1	1	1				
玉葉	2									1						1
続千載				1	1	1		2					3			
続後拾遺						1	1		1						2	
風雅																
新千載			1					3				2				
新拾遺				8	1		1								1	
*新葉																
新後拾遺																
新続古今	2			3	1?	11		7								
合計	6	1	1	50	2	3	63	6	37	9	4	1	6	3	3	1
	6	1	1	170							4	13				1

その祝宴の一面が意図的に伏せられ、月宴そのものの距離感を作り出されている。これは、月宴を盛儀として大々的に取り上げる十三代集の新伝統から逸脱している。本稿では、『風雅集』のこのような特異性について、月宴和歌の政治的な意味を考察することとでアプローチすることとする。

表二②（文末補説と内訳表参照）

	花園	後醍醐					後村上	後光厳	後円融			後小松	皇族以外主権者 月宴以外
	正和二年?	正和五年	元徳二年	元弘三年	建武元年	延元二年	正平十六年	正平二十年	康安二年	応安四年	応安六年	永和四年	応永十六年
続後撰													1
続古今													1
続拾遺													
新後撰													1
玉葉	1												4
続千載													3
続後拾遺													
風雅													4
新千載			1										1
新拾遺		9		4				1					1
*新葉				4		9	2	1					2
新後拾遺					1					1	1	1	
新続古今										3	4	2	3
合計	1	9	1	8	1	10	2	1	1	4	5	1	2
	1			29			3	1		10		2	

表一やグラフをみると、後嵯峨院時代以降、後宇多院下命・二条為世撰の『新後撰集』と伏見院下命・京極為兼撰の『玉葉集』の間に、月宴和歌に対する温度差が明白に現れている。大覚寺統と持明院統が対立するなか、月宴和歌は両統にとって異なる意味を持っていたという可能性が考えられる。よって、本章と次章で

一、月宴和歌の源流——後嵯峨朝における新伝統の創出

は、後嵯峨院時代から月宴和歌の歴史を追いつつ、その政治的な意味や勅撰集における位置付けについて考察していく。『続後撰集』以下に収載されている月宴和歌を、皇族主催者を単位に表二に整理した。

表二①をみると、十三代集時代を通して最も尊崇されたのは、一七〇首も採られた後嵯峨院主催の月宴和歌だとわかる。特に宝治元年（一二四七）十首歌合や建長三年（一二五一）影供歌合、文永二年（一二六五）龜山殿五首歌合が、長らく撰集資料として利用されていたと見られる。この三つの月宴和歌は、まとまった資料が現存することもあり、いずれも後嵯峨院歌壇の代表的な行事として研究されてきた。

影供歌合と龜山殿五首歌合について、藤川功和氏は、この二つの歌合がそれぞれ後嵯峨院下命の『続後撰集』と『続古今集』の直前に成立したことから、「勅撰集完成間近に催した晴儀の系譜に連なる」と述べ、氏はまた、歌合の儀式進行が後嵯峨朝に始まった院評定に類似することを指摘している。⁽²⁾

さらに影供歌合について、安田徳子氏は、後鳥羽院が愛用した長柄橋の橋柱で作られた文台の使用（本稿冒頭前掲歌）や、後鳥羽院時代の象徴的な行事である影供歌合の復興などから、「和歌所全盛期を希求した態度」が見られると述べている。また、佐々木孝浩氏も、「後嵯峨院時代を覆う後鳥羽院御霊への畏怖と、その感情と表裏一体となった聖代としての後鳥羽院代の讃仰と模倣」という要素が後嵯峨院の歌壇を理解する上で重要であると安田氏に同調している。⁽³⁾

阿氏の説に関して、『続後撰集』雑歌上には、同歌合から採られ

た以下の歌が注目される。当該歌は、後嵯峨院歌壇における月宴和歌の性格を雄弁に語っていると思われる。

九月十三夜十首歌合に、おいのちはじめてめしだいだ
れて、名所月といへることを 藤原信実朝臣

1073 わが身さてふるの山辺のこがくれを月のしるべにいでにけ
るかな

信実は、隆信の子として肖像画と歌の才能を兼ね備えた歌人であり、後鳥羽院と順徳天皇内裏の歌壇で活動し、建長三年時点では既に七十五歳に達していたようである。当該歌は、述懐的な性格の強い雑部に収められており、不遇の古老歌人を引き上げた後嵯峨院の王道を演出するものだと考えられる。一方で不遇だった信実の経歴はかえって、後鳥羽院歌壇を意識させるようなものとなっている。同じ歌合に、後鳥羽院近臣・家長室の下野も参加している。彼女は「信濃」という名で『続古今集』に、「下野」で『新勅撰集』に入集したが⁽⁴⁾、「後鳥羽院下野」という主君の存在を顕彰する歌人名の定着はまさに『続後撰集』以降のことである。『続後撰集』におけるこれらの歌人たちの存在は、後鳥羽院歌壇を意識する後嵯峨院歌壇のあり方を象徴していると考えられる。

また、宝治元年十首歌合について、後嵯峨院歌壇研究の礎石を築いた佐藤恒雄氏は、以下の番いと判詞を挙げつつ、「単なる叙景歌と見まがう雅忠の歌にさえ、変わらぬ『臣勤節（ママ）筆者注』の貞」を読みとって「いることに注目した上で、当該歌合により、後嵯峨院歌壇に一般的に存在した「祝言や君臣倫理重視」

の政教的色彩を指摘している。⁽⁷⁾

七十四番 野外雪 左

右近中将師繼

147いそのかみふるののもりふみわけて雪にも御代のみちは
有りけり

右

雅忠朝臣

148つひにまたもみぢぬ色やこれならん野中にたてる松の白雪
君之有道之徳、臣之勤節之貞、左右各存旨趣、彼是難申
勝負、尤為持（引用文の傍線は筆者による。以下同じ）

以上のように、月宴は政治的色彩が濃厚な行事だと位置付けられる。そこで詠まれた和歌は、歌自体の優劣よりも、宴会の場に
応じて増殖させた祝賀的、礼讃的な意味が重んじられている。また、かつて後鳥羽院周辺で活躍した歌人の再起用から、その経歴に
潜む政治的な象徴意味が格段に重要視されたことも推察される。したがって、当代の月宴和歌は、文芸の範疇に留まらないものとな
っている。勅撰集史上における月宴和歌の爆発的増加は、後嵯峨院の文事と政治両方への強い関心を演出する需要に即したものだ
と結論づけられる。

ただし管見の限り、後嵯峨院歌壇に関する先行研究では、わず
か藤川氏が、同歌壇の行事と九月十三夜の特別な関係に注意喚起
しただけで、九月十三夜という時節は、一般的には取り立てて問
題視されていない。ここで懸念になるのは、月宴和歌はどれほど
後嵯峨朝歌壇の風貌を正確に伝えているのか、ということである。
本稿の課題から逸脱するため問題提起に留めるが、その反面、焦

点を九月十三夜詠に合わせる必要性も浮かび上がってくる。

九月十三夜に関する和歌や記録は、延喜十九年（九一九年、『躬
恒集』一〇番）以降、百年以上の間には空白のままであった。九
月十三夜の月が和歌の素材として定着するようになったのは、後
朱雀院から後冷泉院にかけての十一世紀である、という認識はす
でに通説となつていると見受けられる。⁽⁹⁾特に瓦井裕子氏は、詠歌
において、九月十三夜への意識が促成された契機は、長暦二年（一
〇三八）師房家歌合に見られる『源氏物語』夕霧巻への摂取であ
る、と主張している。⁽¹⁰⁾とすれば、初期では文雅の風流に触発され
た月宴和歌は、二百年後の後嵯峨朝になると、政治的な演出に大
きく変貌を遂げたのである。

その変化はいつから起きたかは明確ではないが、ちょうど中頃
の十二世紀において、藤原宗忠がその日記『中右記』保延元年（一
一三五）九月十三日条で以下のように記している。

今夜雲浄月明、是寛平法皇今夜明月無双之由被仰出云々、仍
我朝、以九月十三夜、為月明之夜也

これによれば、九月十三夜の観月は「我朝」ならではの風俗で
あり、その起源は宇多法皇に求められるという。その裏側には、
中国由来の八月十五夜への対抗意識が読み取れなくもない。当の
起源説の真偽は別として、九月十三夜に「我朝」という自己主張
の意識を結びつけた点が重要である。

森克己氏によると、右の「我朝」に類する意識と言説は、平安
末期から鎌倉時代にわたって頻繁に見出されており、平安朝末期

に始まった積極的な海外交通が大陸認識を絶えずに刷新し、その結果、日本側の「自己認識を横溢させた」のであるという^①。その

ような時代の風潮のなかで、後嵯峨院が亡き後の二十数年に「宋朝には和歌なくして、礼楽をたすけざるによりて、八宗みなうせつ」、異族のために国をうばわれたり」(野守鏡)といった論調も生まれたのである。想察するに、醍醐朝以後長らく途絶えていた九月十三夜の観月が、天皇や院主催の公儀と結びついて鎌倉時代の中葉に再興されたのは、本朝を重視する觀念の興起や、醍醐天皇や後鳥羽院のような理想的な君主への憧憬と無関係ではないだろう。

二、月宴和歌の継承と復活

——後醍醐怨靈畏怖の時代を背景に

それでは、後嵯峨朝以降の月宴和歌はどのようなものに変化したのか。表二①②をみると、後嵯峨院のそれに次いで重視された月宴和歌は、後醍醐や後宇多といった大覚寺統の君主が主催したものだと見られる。それに対して、いわゆる「新北朝」^②以前の持明院統(以下、本稿で言う北朝や持明院統は後光厳朝以前のそれを指す)の月宴和歌は惨憺とした様相を呈している。この勅撰集での傾向は、どの程度で史実を反映しているのかを知るために、後嵯峨朝以後の九月十三夜での両統の動向を表三にまとめた。

表三⑤⑨をみると、持明院統の九

表三①【後嵯峨】

寛元元年	十首和歌	玉葉集704
宝治元年	十首歌合	続後撰78/200等
建長元年	鳥羽殿五首和歌	荒涼記(砂巖記抄、大日本史料所収)・続千載480等
建長二年	歌合	続古今集1879・続拾遺791
建長三年	冷泉万里小路殿影供歌合	岡屋岡白記・続後撰282以下
建長六年	五首和歌	新拾遺1666
弘長三年	亀山殿歌合	増鏡
文永元年	亀山殿歌合	為家集692
文永二年	亀山殿歌合	増鏡・続古今集435等
文永五年	白河殿五首和歌	増鏡・続拾遺299等

表三②【亀山】

弘長二年	禁裏臨時管絃御会	御遊抄
弘長三年	内裏和歌	続拾遺738/927、新後撰1585等
文永五年	内裏内々御会	吉統記・続史愚抄
文永七年	禁中詩歌御会	吉統記
正応元年	白河殿十首歌	続現業359
嘉元元年	亀山殿当座歌合	続門業集3/40

表三③【後宇多】

建治元年	禁裏五首和歌	新後撰403
建治二年	禁裏五首和歌	新後撰345・新千載377
建治三年	禁裏五首和歌	続千載488/524/1624
弘安七年	内裏和歌会	勘仲記
元亨三年	法皇御所和歌会	続後拾遺298・新拾遺457

表三④【後醍醐】

正和五年	東宮五首	新拾遺424/506/954等
正中二年	内裏歌合	臨永集3/63(大日本史料に正中三・嘉元元年とあるのが誤り)
元徳二年	内裏歌合	新千載1451・藤業286
元弘三年	内裏歌合	新拾遺508・藤業268
元弘四年	内裏歌合	新後拾遺370
延元三年	内裏歌合	新業342/359/377等

月十三夜では、宴会よりもむしろ長講堂供花が恒例として行われたと知られる。供花の後に歌会の開催も見られるが、『花園天皇宸記』正和元年(一一三二)九月十三日条には、「(伏見院——筆者注)院今日御幸六条殿、自今日供花之故也、入夜如法密、和歌会、不及披講、只取重計也、今夜良辰明月、争不翫、依是折節雖有憚、如法密儀也、仍不及沙汰也」とあるように、当夜の歌会は仏事を憚ってか、内々的なものだけが常に催されていたようである。同宸記には、類似する歌会は他にも見ら

表三⑤【深草院】

建長六年	禁裏臨時管絃御会	御遊抄
弘安三年	長講堂供花	春の深山路
弘安九年	長講堂供花	勘仲記
弘安十年	後深草院御所で舟遊びと和歌御会、東宮参加	中務内侍日記
正応元年	長講堂管絃講	勘仲記
正応二年	常盤井殿供花	吉統記
正安二年	長講堂供花	伏見宮記録（大日本史料、以下同）
正安三年	長講堂供花	伏見宮記録
乾元元年	伏見殿詩歌御会	公宴部類記（大日本史料では後宇多院とあるがいかか）

表三⑥【伏見院】

正応三年	三首和歌	玉葉1590
永仁六年	供花	伏見宮記録
正和元年	供花、その後内々歌会	花園天皇宸記
正和二年	供花	花園天皇宸記

表三⑦【後伏見院】

応長元年	伏見院不予により、供花を代行	統史愚抄
元応二年	長講堂供花	花園天皇宸記
元亨三年	乗船御遊	花園天皇宸記
元亨四年	長講堂供花、花園院と詩歌贈答	花園天皇宸記
正中二年	長講堂供花	花園天皇宸記（十二日条）

表三⑧【花園院】

正和二年	内々和歌会	花園天皇宸記（玉葉1657か）
元亨元年	供花、その後詠歌	花園天皇宸記
元亨二年	受戒	花園天皇宸記
元亨三年	乗船御遊	花園天皇宸記
元亨四年	衣笠殿滞在、後伏見院と詩歌贈答、入夜統歌	花園天皇宸記
正中二年	池辺眺望	花園天皇宸記

表三⑨【光厳院】

康永元年	供花	中院一品記
貞和二年	供花	統史愚抄
貞和五年	供花	園太暦

この性格は、文永二年年末奏覧の『続古今集』が、同年九月十三夜に開催された亀山殿歌合を最も重視する事例にも明徴されている。しかし、当の理論は、後嵯峨院の命による撰集のみを強く支配し、そ

れるが、「今夜聊詠歌、女房一人同詠之」（元亨元年九月十三日条）や「入夜統歌、公脩、俊兼、隆朝、公卿四五輩也」（正中元年九月十三日条）とあるように、小規模で内輪的なものが多く、大覚寺統側では行事化されたそれ（表三②）④とは懸隔している。勅撰集で月宴和歌が大覚寺統によって独占されているような印象を受けるのは、持明院統の関心の薄さと関わっているよう。一方で、政教的色彩が濃い月宴和歌が、比較的に大覚寺統の政治態勢に合致している、という理由も考えられる。

五味文彦氏は、後嵯峨院以後の朝廷が歩み出した二つの方向の特徴が、両統の訴訟制度に最もよく現れているとし、すなわち大覚寺統は天皇や院の臨席親裁に基づく「聖断至上主義」であり、

一方で持明院統は君主の臨席よりもむしろ訴訟制度の整備を重視する「手続き主義」であると明快に指摘している。とすれば、月宴和歌に対する両統の温度差は、両統の政治体制における君主の存在感と比例しているように見える。

また、表二①によれば、『続後撰集』では、同じ月宴和歌にもかかわらず、撰集資料として建長三年影供歌合が宝治元年十首歌合よりも重視されている。さらに、同集では、後者から採られた歌は単に「十首歌合」と記されているのに対し、影供歌合から入集した歌は「九月十三夜十首歌合」と月宴の場を強調する詞書を持っている。年次が書かれていないのは、当該歌合が『続後撰集』の奏覧より一ヶ月前という直近の時点で成立したことによるものであろう。宝治元年という五年

の後の勅撰集ではあまり見出せなくなる。わずかに以下のような例が、その余韻を引き継いでいる。

九月十三夜五首歌に、山月

あし引の山のは清く空すみて雲をばよそに出づる月かげ

(続拾遺・秋歌上・二八四・実兼)

九月十三夜、寄月恋といふことを人人によませさせ給うけるついでに

てる月はわが思ふ人のなになれやかげをしみれば物のかなしき
(玉葉・恋歌四・二六五七・花園天皇)

右二首の出典について、詳しくは補説に譲るが、結論を述べる
と、実兼詠はおそらく後宇多天皇が建治二年(一二六七)に主催
した「禁裏五首歌合」に詠進されたものであり、花園天皇詠は、
『玉葉集』が奏覧された後の補訂段階で、正和二年(一二三二)に
開催された内々の歌会で詠まれたものであると考えられる。そ
して、『続拾遺集』と『玉葉集』がちょうどこれら二人の天皇の在
位中に成立した点を考えると、年次を略した詞書の記し方は、や
はり勅撰集と同じ時空間を共有するという、月宴和歌のリアルタ
イム的な性格を物語っている。

一方、これらに反する例も見られる。表三④をみると、後醍醐
天皇は東宮時代から月宴和歌に強い関心を示し始め、記録には途
絶えがあるものの、建武新政が始まって早々にそれを挙行了したこ
とや、没前の前年に吉野内裏でも月宴を催したこと、その絶
大な関心が窺える。しかし、表二全体を見ると、後醍醐朝の月宴

和歌は入集数が二番目に多いであるが、それらは『新千載集』以
降に入集したものである。つまり、後醍醐天皇は、自ら下命した
『続後拾遺集』を含め、存命中に編纂された勅撰集にその周辺の月
宴和歌が一首も収録されていない、ということである。無論、実
際には入集している可能性もあるが、少なくとも表面上では存在
が抹消されている。反面、表二②と冒頭部のグラフを合わせて見
れば、『新千載集』以降に現れた月宴和歌数の全体的な増加は、後
醍醐主催の月宴和歌の再評価の動向と一致していることがわかる。
従来と比べて不自然な入集状況が、かえって後醍醐朝の月宴和歌
の特殊性を示唆している。

深津睦夫氏は、後醍醐下命の『続後拾遺集』では、幕府関係者
と持明院統皇族の歌が尊重されていることや、討幕を試みた後鳥
羽院歌が従来と比べてより慎重に扱われたこと等を証拠に、正中
の変直後で成立した当該撰集では「鎌倉幕府や持明院統との融和
策を探らざるを得なかった」と述べている⁽¹⁹⁾。このような慎重な撰
集態度のもとで、後鳥羽院との関連が深く、また君主の存在感と
直結する月宴和歌は、全面的に退潮したのであろう。

後醍醐天皇が亡き後二十年の時点で、足利尊氏執奏・後光厳院
下命の『新千載集』が成立した。深津氏は、同集は「所要所に
後醍醐天皇を言祝ぐ歌を置き、全体としてあたかも後醍醐天皇の
ための勅撰集であるかのような相貌を見せている」と指摘した上
で、これらの選歌と配列は、後醍醐天皇の怨霊を慰めるためであつ
たと結論づけている⁽¹⁵⁾。この時代の風潮と関係してか、後醍醐朝の
月宴和歌がようやく撰者の視野に入り、以下の一首が選ばれた。

元徳二年九月十三夜内裏三首歌講ぜられける時、稀逢恋といふことを 権中納言為明

1451 づからぬ身のならはしと成りにけりとすればつもる中の年月

作者の為明は、『太平記』巻二「僧徒六波羅召捕事付為明詠歌事」の歌徳説話で知られている後醍醐側近である。特筆すべきは、当の歌徳説話は、右の歌と同じ元徳二年の出来事として伝えられていることである。後醍醐朝の月宴和歌の復活の兆しが右の歌より現れ始めている。同集が成立してから五年も経たない貞治二年（一二三二）に、後光厳が義詮の執奏によって『新拾遺集』編纂の論旨を下した。その命を受けたのは、ほかならぬ二条為明であった。同集では、表二②をみればわかるように、後醍醐朝の月宴和歌は十三首という、これまでにない数で入集している。作者には、撰者の為明も含めて、二条為藤、為定など後醍醐の姻戚や、元弘の乱で斬られた具行のような後醍醐側近が多い。『新千載集』と同じ時代の空気を呼吸する『新拾遺集』では、尊氏の代に既に現れていた後醍醐御霊慰撫の傾向が、二代將軍の義詮によって継承され拡大されていると考えられる。

以上のように、後嵯峨院時代以降、政教的色彩の強い月宴和歌は、君主の存在が大きい大覚寺統のなかで継承され、なかでも後醍醐天皇と深く結びつく行事となっていた。そのため、後醍醐の政治上の劣勢や、その御霊への畏怖が、勅撰集における月宴和歌の扱い方に忠実に反映されている。後嵯峨朝ではまだ後鳥羽院の御霊と関連していた月宴和歌は、足利將軍家執奏の勅撰集では、

後醍醐怨霊畏怖の色彩に染め替えられている。次に、視線を九月十三夜の持明院統に転じて考察を進めたい。

三、月宴と供花——両統分裂の表象

既述したように、持明院統にとつては長講堂供花が九月十三夜の一大事として重要視された。その歴史沿革について、北條文彦氏には詳細な論考があり、本論と関連する内容を以下にまとめる。

長講堂は、後白河院御所の六条殿の内に建てられた持仏堂である。院の在世中から、毎年の五月と九月にここで盛大な法会が行われた。後白河院没後、長講堂が含まれる六条殿、および長講堂領が皇女の宣陽門院の一期を経て、やがて後深草院以下の持明院統に伝領されるようになり、法会の主催も同統に引き受けられるようになった。毎年五月と九月の六日が開白日で、それから八日目に当たる十三日、すなわち後白河院の月忌の日が供花結願日であったという。¹⁶⁾

後嵯峨院以来の月宴和歌の伝統が持明院統では続かない一因として、長講堂供花の日程がそれと衝突することが挙げられる。しかしこれは一つの契機に過ぎず、月宴か供花かは、やはり両統のアイデンティティーと直結するものであり、意図的に選択された結果でもあると見られる。その理由として、以下二点が考えられる。

第一、長講堂領が持明院統に伝領されたとはいえず、長講堂供花が直ちに大覚寺統排斥の行事になったわけではない。実際、建治元年か二年の九月供花に、龜山院が後深草院とともに参加したことがあり、また後宇多院の参加も数多く確認されている。¹⁷⁾ただし、文末注を参看すればわかるように、後宇多院が参加したのは、だ

いた五月十三夜の供花で、九月十三夜の記録は見当たらない。これは、あるいは月宴の日程と関係しているかもしれない。後宇多院以後、長講堂供花に両統の上皇が同座する記録が消える。月宴和歌の消長と一体両面に、大覚寺統と持明院統の分裂が深刻化していったのである。

第二、第二章冒頭で引用した『花園天皇宸記』正和元年（一二三二）九月十三日条によると、供花の主催者である院は、仏事を憚って内々の宴会しか主催していなかったようである。しかし、長講堂供花の主催者は上皇でなければならず、天皇の臨席は必須ではない。¹⁹ それにもかかわらず、持明院統内裏では、大覚寺統のような禁裏和歌を開催する動き（表三②）^④が見られず、わずかに『玉葉集』に収められている伏見天皇（一一五九〇番歌）と花園天皇（一六五七番）主催の二例しか検出できない。正和二年九月十三日の夜に、長講堂供花の仏事を忌避してか、花園天皇が「内々」に歌を催した（花園天皇宸記同日条）。しかしそれはおそらく花園天皇の慎重さによるもので、伏見天皇が正和三年（一二九〇）に開催した歌会は比較的に規模が大きく、資料もまとまって現存している。そのため、当夜の歌会開催において、持明院統の天皇たちには取り立てて忌避する事由もないようである。特に注意すべきは、伏見天皇主催の正和三年の月宴和歌でさえ『風雅集』の撰集資料にはならなかったことである。

以上をまとめると、供花と月宴の日程上の重複は、持明院統の後嵯峨院以来の月宴和歌の新伝統から外れさせる一方、その新伝統を重視する大覚寺統を六条殿から遠ざけていく。ただし、両統の分裂が深刻化していくなかでは、これは一つの契機に過ぎない。

実際、大覚寺統には五月十三夜の供花に参席する選択肢が残っていたし、持明院統の天皇には内裏で月宴和歌を主催する可能性もあったはずである。また持明院統では、九月十三夜での詠歌そのものには抵抗感が見られないものの、同統による撰集、特に光厳院親撰の『風雅集』では、月宴和歌の入集は極端に控えられている。これは意図的な選歌と考えざるをえない。

このように、後宇多院以後、両統の分裂が九月十三夜の行事にストレートに現れるようになり、特に月宴に熱心であった後醍醐天皇と、『風雅集』で冷淡な態度を示した光厳院の間には、その分歧が決定的になったとみられる。

四、住吉法楽和歌―尊氏の視点から見る九月十三夜詠

建武三年（一二三六）二月、反旗を翻して関東より上洛した尊氏は、後醍醐軍によつて西国へ追いやられる。十五日、尊氏が備後の鞆に着岸し、三宝院賢俊を介して光厳院の院宣を受け、朝敵の汚名を返上する。その後、西より上洛した尊氏軍と後醍醐軍の激戦が繰り上げられるなか、後醍醐が比叡山に逃れ、同年八月、光明天皇の即位に伴つて光厳院が正式に院政を開始する。十月には後醍醐が下山して帰洛し、一時的な融和を見せたが、十二月に吉野へ出奔する。²⁰

世相が混迷を呈する建武三年において、つとに井上宗雄氏が指摘したように、尊氏は住吉社や北野社、そして春日社に頻繁に法楽和歌を勧進し、特に住吉社法楽和歌には「天下静謐の願望をこめた歌が多い」とされている。²¹ ここで改めて注意すべきは、住吉法楽和歌が勧進されたのは、後醍醐の下山より一ヶ月前の九月十

三夜という時点である。⁽²²⁾五首題のうち最初の位置を占めているのは、まさに「九月十三夜」である。主催者尊氏の詠草の冒頭歌を次に掲げる。

九月十三夜

参議従二位行源朝臣尊氏

1雲そはでひかりぞまさる久かたの月のかつらのよはの秋かぜ

光明天皇が即位し、光厳院が「治天の君」となったのはわずか一ヶ月前の出来事である。また、出詠者には、資明・為秀など持明院統の側近や、寛性（伏見皇子）・尊胤（後伏見皇子）のような光厳院の親族が見られる。当の法楽和歌は持明院統の「くもりなき御代」を言祝ぐ行事であると考えられる。一方、持明院統治世が実現するには、後醍醐との和平が必須条件であるため、この法楽和歌の裏側には後醍醐が意識されていたことは自然に考えられる。

建武元年八月、尊氏は後醍醐天皇の諱から一字を賜って「尊氏」と改名し、昇殿も許され、さらに翌月九月十四日に尊氏が参議に任じられた（公卿補任）。その直前の九月十三夜において、建武朝廷において月宴和歌が開催された。

建武元年九月十三夜内裏にて人人題をさぐりて歌

つかうまつりけるに、水辺月

前大納言実教

370夜もすがら空をうつして行く水にながれてふくる月のかけ
かな
（新後拾遺・秋歌上）

尊氏が出詠したかどうかはわからないが、この一大イベントを、後醍醐天皇の近辺で活躍していた彼が目撃した可能性がかなり高い。表三④と⑨を合わせてみると、この後、後醍醐が吉野に赴き、光厳院は花園院と同じく大がかりな月宴という時点では、法楽和歌が勧進された建武三年九月十三夜という時点では、尊氏の脳裏に浮かんでいたのは、むしろ建武元年の月宴和歌などではないかと憶測される。また留意すべきは、勧進先の住吉社の神主を務める津守一家は、代々大覚寺統に親しく仕え、なかでも国夏が大いに信頼されていたことである。⁽²³⁾

以上のように、住吉法楽和歌が九月十三夜という後醍醐や建武朝廷に関係の深い時期に勧進されたこと、勧進先の住吉社では南朝勢力が強いこと、さらに尊氏の強請による後醍醐天皇の下山がちょうど翌十月であることなどを考慮すると、住吉法楽和歌は、表面上は持明院統への祝意を示す行事である一方で、暗に後醍醐に秋波を送っていると考えられる。しかし十数年後に成立した『風雅集』からは、尊氏や後醍醐と全く異なる持明院統の思惑が見られる。

五、『風雅集』における九月十三夜詠の世界

もともと大覚寺統との関係が深かった月宴和歌に抵抗感を抱いていた持明院統は、足利尊氏と手を組むことになったとはいえず、法楽和歌に見られる尊氏の態度に露骨な同調を見せておらず、むしろ意図的にこれを避けたと見られる。本稿冒頭に掲載した風雅歌を振り返ってみよう。

まず、俊言詠のような九月十三夜の住吉社を背景とする歌は、

『新編国歌大観』を見る限り、尊氏勸進のそれと後世の冷泉持為に詠まれた住吉法楽三首和歌以外には、類例が見られない。六二七番の俊言詠の入集は、建武三年の住吉法楽和歌の勸進とは無関係ではなからう。しかし俊言は、『常楽記』によれば、正中二年（一三二五）年十月にすでに亡くなっている。『風雅集』は、なぜ近時に成立した、しかも持明院統の治世を祝福する建武三年住吉法楽和歌をさしおき、わざわざ故人の歌を取り入れたのだろうか。既述したように、法楽和歌の出詠者には、光厳院の親族や近臣、特に『風雅集』の寄人である為秀も見られるため、これは、撰集資料の欠乏に起因したものとも考えられない。これにより、『風雅集』の九月十三夜詠において、尊氏との関連性が意図的に回避された印象がある。

類似する傾向は、九二一番の公重詠にも見られる。岩佐美代子氏は、当該歌が『経正集』に九六番として収められていることから、本来は経正詠であると指摘し、「公重詠は三首後の921にもあり、何等かの錯誤からその作者名が本詠にも付されてしまったものと思われる」と述べている。²⁴

二十一代集では、備後の輶を舞台とする歌はこの一首のみである。前章冒頭で触れたように、建武三年において、巻き返しを図る尊氏が光厳院の院宣を受けた場所はまさに備後の輶である。故に、当該歌の入集も、やはり俊言詠と同様に、当代の出来事ことに尊氏の動向に触発された可能性が高い。しかしここで、尊氏と直接に関連する歌が再度避けられ、かわりに百五十年前の平家貴公子の歌が採択されている。

そもそも『風雅集』では、九月十三夜詠の選歌において前代歌

が優先的に採用される傾向が顕著である。また、撰者は、当代の出来事を連想させるような、従来の勅撰集では珍しい地理空間をあえて取り入れ、その上でわざと当代を遡って前代歌を採択している。これによって当代との距離感が意図的に作られたと考えられる。さらに、本稿の冒頭でも述べたように、これらの歌では祝宴の要素が抑えられ、また歌の背景となる地理空間が都の月宴から離れているため、『風雅集』のなかでは、大覚寺統や足利將軍家のそれと大いに懸隔した、独自な九月十三夜の時空間が形成されていると言えるだろう。

この撰集意図を理解する上では、『風雅集』の監修者である花園院の六二六番歌が一つの鍵となる。別稿では、花園院詠の詞書に見える「仁和寺」は具体的には院の隠棲所である萩原殿を指すと指摘し、当該歌は「月宴に列席しながら、萩原殿の殿上に漏れる静謐な月光に思いを馳せる孤独な歌人像」を描写しており、特に下句は「自らの離愁を軽妙な口調で月光に転嫁すること、隠棲地に対する懐かしさと強い帰属感を微妙に表現している」と言及し、さらにこれを、山家生活を享受する「萩原殿隠棲作品群」に属する一首として位置付けている。²⁵本稿では、花園院と九月十三夜の関係という歌の外部の視点により、当該歌の姿勢を説明していきたい。特に説明しない場合、以下の記事は全て『花園天皇宸記』による。

これまで述べてきたように、大まかな傾向として、九月十三夜において、大覚寺統は月宴和歌、持明院統は長講堂供花を重視するという対抗的な構図が見て取れる。しかし花園院は、どちらの行事にも関心が薄く、この図式から逸脱する立場にあるように思

える。正中二年（一三二五）九月から摘出した以下の記事がこの点を物語っている。

十二日、黄昏御幸（後伏見院―筆者注、以下同じ）六条殿、自明日供花之故也、予今度不参。

十三日、今夜明月叶佳名、天外無雲、感興尤多、深更池辺眺望。

十四日、晴、終日無事、入夜親王（量仁、後の光厳院）在所、有歌合、又文字鎌有勝負。

十三日の夜、後伏見院は六条殿長講堂で供花の儀式を行い、後醍醐天皇の内裏では探題の歌合が開催されている（臨永集・三・六三）。その一方で、静謐な持明院殿では、花園院が池辺で月をしみじみと眺めている。院は、九月十三夜の明月に深い興味を持ち、その日記で「今夜良辰、明月不晴、空望陰雲、無人無極」（元応二年）や「入夜明月澄朗」（元亨三年）、「明月不失佳期」（正中元年）など、诗情豊かにその美しさを書き留めている。

また、十二日条に「今度不参」とあるが、表三⑧によれば、今回のような不参加は珍しいことではないようである。さらに、花園院が長講堂供花を主催したのは、後伏見院が不在だった元亨元年という一度だけが確認されており、通常は後伏見院が取り仕切っていたと見られる。

以上のように、花園院は、月宴の主催にあまり関心をもたず、また長講堂供花にも常に参加するわけではなかったのである。その代わりに、清閑な環境で月を眺めることや、風流な趣味を添え

るための内々のな歌会が好まれた。この華やかな雰囲気と距離を置く傾向は、十三代集時代の新伝統から逸脱する『風雅集』の態度と共通しているように思われる。さらに、先に引用した十四、十五日条からも窺えるように、このような花園院の教育を受けながら、光厳院もののどかな持明院殿で親王の時代を過ごしていた。この二人の主導下で成立した『風雅集』では、月宴和歌が『続後撰集』以来、最も冷遇されたのも必然の結果であろう。

おわりに

九月十三夜の月宴和歌は、醍醐朝に一時的に現れ、その後百年間は記録から姿を消したが、後朱雀から後冷泉朝にかけて、詠歌の題材として和歌史に再び登場し、さらに二百年後の後嵯峨院時代には、治天の君によって主催される盛大な公儀行事として、同院下命の勅撰和歌集で初めて大々的に取り上げられた。これをきっかけに、月宴和歌は政教的な行事に変化し、十三代集時代からの新たな伝統が、後嵯峨院と為家によって創出されたと考えられる。

月宴和歌の新伝統は、『新葉集』を含めて、勅撰集の最後まで持続的な影響力を保ち、特に君主の存在が大きい大覚寺統側によって継承され、なかでも後醍醐天皇と深く結びつき、やがて後醍醐の存在を象徴する行事となった。そのため、勅撰集における月宴和歌は、後醍醐天皇の政治的な劣勢や、後醍醐怨霊への畏怖を忠実に反映する一つの指標になっている。このように、後醍醐と月宴和歌を結びつけて一体視する傾向が形成される上では、足利尊氏と義詮父子が重要な役割を果たしたと考えられる。

一方、後嵯峨院時代以来の伝統は、持明院統では受け継がれず、

代わりに同統では、毎年の九月十三夜に長講堂で供花を行うことが恒例として尊重されていた。供花の後宴や、あるいは供花に参加しない天皇の内裏で和歌会も開催されたが、大覚寺統のような晴儀ではなく、内輪向けのものが主になっていた。同統のもとで編纂された『玉葉集』と『風雅集』でも、月宴和歌は重要視されなかった。このように、両統の分裂は、九月十三夜の行事に明確に現れている。

『風雅集』における九月十三夜詠は、十三代集時代の新伝統から逸脱し、後嵯峨院以来の盛大な月宴に対して最も反発する姿勢を示している。同集における九月十三夜詠からは、当代の出来事や都の月宴から離脱しようとする撰集意図が見受けられる。このような選歌は無論、大覚寺統のアイデンティティーに結びつく月宴和歌の領域に足を踏み入れない態度に基づいているものだろうが、一方で、月宴と供花に関連する政治的な対立から独立しようとする花園院と、その下で育まれた光厳院の姿勢を反映しているとも考えられる。

付記

* 本稿における和歌の引用と集計は『新編国歌大観』（日本文学研究書館）に、『太平記』巻名の引用と内容の参照は日本古典文学大系に、『中務内侍日記』は新日本古典文学大系に、『春の深山路』『とはずがたり』は新編日本古典文学全集に、『増鏡』は講談社学術文庫本によった。歴史記録に関しては、特記しないかぎり『岡屋関白記』『中院一品記』は大日本古記録に、『吉統記』は史料大成に、『中右

記』は増補史料大成に、『野守鏡』『常楽記』は群書類従に、『御遊抄』『公宴部類記』は続群書類従に、『統史愚抄』『公卿補任』は国史大系新訂増補版に、『園太暦』『花園天皇宸記』『勘仲記』は史料集集によった。

* 本研究は、JST次世代研究者挑戦的研究プログラム（JPMJFS2126）の支援を受けたものの一部である。

《表二補説》

表二の集計作業にあたり、年次等の詠歌事情に関して推測を行ったことがある。推論に至るまでの経緯を以下通りに補足する。また、鎌倉・南北朝時代の月宴和歌には数多くの問題が潜在し、今後の研究に資するため、煩雑ながらあえて集計の内訳を明示した。

【統後撰】

①〈宝治元年〉同年の十首歌合は、新統古今一四〇三番によると、九月十三夜に開催されたとわかる。歌数の集計は、藤川功和「宝治元年『院御歌合』内部考証——構成、勅撰集入集状況、出詠歌、判詞を手がかりに」〔『表現技術研究』六、二〇一〇年三月〕を参照。

②〈建長三年〉集計は注3安田氏の論考に基づいたが、氏による集計結果の誤差を修正した。

【統拾遺】

①〈建治二年〉二八四番「山月・九六六番「絶恋」・一〇七四番「絶恋」の詞書に開催年次がない。小林一彦氏は、和歌文学大系の同集注釈（明治書院、二〇〇二）で、二八四番を建治二年、九六六と一〇七四番を三年の歌としているが、根拠は管見に入らない。統後撰の例を参照すると、三首の詠まれた時期は、統拾遺奏覧の弘安元年（一二七八）よりさほど遅らないと思われる。弘安の前には建治、さらにその前には文永がある

が、文永開催の月宴和歌には年次が明記されている。故にこの三首は建治年間に詠まれたものと推測される。さらに歌題を手がかりに探ると、新千載に、同じ「山月」を題とする三七七番と、「絶恋」を題とする一五七八番があり、いずれも建治二年内裏五首歌と記されているため、続拾遺の三首も同じ場で詠まれた可能性が高い。

②《建仁二年》九八六・一〇二九番の詞書に「建仁二年恋十五首歌合に」とだけあるが、具体的には同年九月十三夜に後鳥羽院主催の水無瀬殿恋十五首歌合から採られたものである（『新編国家大観』第五巻に所収）。

【新後撰】

①《建仁二年》三八七番の詞書には、「建仁二年九月十三夜、三首歌に」とあるが【続拾遺】②で触れたように、同夜において、後鳥羽院が水無瀬殿で恋十五首歌合を開催しているので、同夜の三首歌は土御門天皇内裏で催されたものか。

②《弘長三年》同集一五八五番には「弘長三年」とあるが、大日本史料では「弘安三年」とある。ここは『新編国家大観』に従うこととする。

③《建治元年》四〇三番の建治元年五首和歌主催者不明だが、建治二、三年の禁裏五首歌に鑑みて、一応に後宇多天皇開催の行事と認めた。

【玉葉】

①《建仁二年》六四五番は「建保二年」とあるが、岩佐氏が『玉葉和歌集全注釈上巻』（笠間書院、一九九六）で既に指摘したように、「建仁二年」の誤りである。

②《正和二年》一六七五番の成立年次は不明だが、花園天皇が即位した延慶元年（一三〇八）から、玉葉集が成立する正和元年（一三一二）と正和二年十月までの間に成立したことは確かである。花園天皇が在位中に記した日記によると、正和二年（一三一二）九月十三夜にのみ、内々の歌会が開催されたことある。散逸した記録もあるが、玉葉集に収められている歌は、当夜歌会のもと考えられる。というのは、一六七五番の

詞書に年次が省略された記し方から、この歌会は玉葉集の成立と近い時点で開催されたと推測される。さらに同夜の日記で花園院が「為兼卿和歌殊勝、当世凡於和歌者無比類」と為兼を絶賛している。撰者为兼や花園院にとって、銘記に値する歌会であつたかと想像される。となると、当該歌は、奏覧後の補訂段階に撰入されたかと思われる。

【新葉】

九三三番のように、閏九月十三日歌合で詠まれた歌はわずかながら算入した。

【新続古今】

《建長二年》一一九六番後嵯峨院歌の詞書に「建長二年三首歌めされける次に、恋の心をよませ給うける」とある。続拾遺七九一番の詞書、「建長二年九月十三夜三首歌合に、恋歌」と同じ機会のものか。

年	所収集と番号
建仁二年（後鳥羽院）	【統拾遺】 九八六・一〇二九【玉葉】 六四五・一八二二【新統古今】 一〇三五・一二二六
建仁二年（土御門天皇か）	【新後撰】 三八七
建保二年	【新拾遺】 七一一
建保六年	【新千載】 三七六
宝治元年	【統後撰】 七八・二〇〇・二〇一・三四八・三四九・三五〇・三五六・五三四・六七六・六七七・八七一・一三〇二【統古今】 二二六・二二七・六九八【統拾遺】 七・八二・一七七・二二二・六七九・六九二・七四一・七八九・七九〇・九四二・一四一九・一四五三【新後撰】 七八・七九・九四・九五・五八四・八二五・八二六・八三五・八三六・一〇五九・一〇六八【統千載】 一四一・一四二【新拾遺】 一一八・一二四・二七二・三九六・六六〇・六六一・六六二・六六三【新統古今】 九一八・一四〇三・一四〇四
建長元年	【統千載】 四八〇
建長二年	【統古今】 一八七九【統拾遺】 七九一。新統古一一九六
建長三年	【統後撰】 二四七・二六六・二八七・二八八・三四四・三四五・三四六・三五四・三五九・三六〇・三六一・三六二・三六三・四二一・五三三・六六〇・六六九・六七〇・六七一・九六八・九六九・九七六・一〇七三・一〇八〇・一三六三・統古今二〇一・二八六・二八七・三八・五二五・九六六・一三一三・一六八八・一六八九【統拾遺】 二六〇・二八八・三一四・五八三・五九八・七七四【新後撰】 二八四・三〇〇・三一・三二・三三・三五九・三七八・七九六・七九七・七九八・一一二四【統千載】 一一〇三【統後拾遺】 六四四【新統古今】 三五四・四〇一・四〇六・四八七・四九八・五一七・五八四・一〇二七・一四八八・一四八九・一六九六
建長六年	【統古今】 五〇二・五〇三【統拾遺】 三五一・三五二【統後拾遺】 三六七【新拾遺】 一六六六
弘長三年	【統拾遺】 七三八・九二七【新後撰】 一五八五【玉葉】 一一三八
文永二年	【統古今】 四三三・四三六・四三七・四三八・四三九・四七六・五〇九・五一〇・五一一・一〇七〇・一〇七一・一〇七二・一〇七三・一三八四・一八九〇【統拾遺】 八六八・八八六・九六五・一〇四二・一〇四九・一〇五四・一〇七五【新後撰】 三一九・三五・一一三〇【統千載】 一二〇〇・一二〇一【新千載】 四九九・一三六六・一五五三【新統古今】 一一一六・一一六・一五二・一五四四・一五四五・一五四六・一五四七
文永五年	【統拾遺】 二九九・三五四・九〇〇・九一六【新後撰】 三五二・三五三・一三一三・一三二二【統後拾遺】 九六四
建治元年	【新後撰】 四〇三
建治二年	【統拾遺】 二八四・九六六・一〇七四【新後撰】 三四五【新千載】 三七七・一五七八
建治三年	【統千載】 四八八・五二四・一五二四
正応三年	【玉葉】 一五九〇
正和二年	【玉葉】 一六五七
正和五年	【新拾遺】 四二四・五〇六・五〇七・九五四・一三四九・一三五〇・一三五・一三五二・一六五八
元亨三年	【統後拾遺】 二九八・二九九【新拾遺】 四五七
元徳二年	【新千載】 一四五一
元弘三年	【新拾遺】 五〇八・五一〇・一三二五・一六五七【新葉】 三七六・三八六・八二七・八二八
建武元年	【新後拾遺】 三七〇
南延元三・北暦応二年	（南朝行事、以下「南」）【新葉】 三二四・三五九・三六五・三七七・三九二・七〇一・八五三・八六四・九三六
南正平十六・北康安元年	（南）【新葉】 三三九・九六二
南正平十七・北康安二年	（新北朝行事、以下「新北」）【新拾遺】 三九三
南正平二十・北貞治四年	（南）【新葉】 九三三
南建徳二・北応安四年	（新北）【新後拾遺】 一五四二【新統古今】 七六八・七六九・七七〇
南文中二・北応安六年	（新北）【新後拾遺】 七四一【新統古今】 五五七・五五八・一〇八四・一四三四
南天授四・北永和四年	（新北）【新後拾遺】 四一五
応永十六年	【新統古今】 一五三四
皇族以外の主催者・月宴以外の私の場合・事情不明	【統後撰】 一〇七四【統古今】 四七八【新後撰】 一五三八【玉葉】 七〇〇・七〇四・七七〇・一九九八【統千載】 四八一・四八七・一五五六【風雅】 六二五・六二六・六二七・九二一【新千載】 四〇六【新拾遺】 八九一【新統古今】 一七二八・一七二九・一七三四【新葉】 三三一・三三二

注

- (1) 本間洋一「九月十三夜の月——その詩歌の素材としての定着と表現をめぐって——」(『秋桜』七、一九九〇年三月)。瓦井裕子「九月十三夜詠の誕生——端緒としての『源氏物語』摂取——」(『国語国文』八五・七、二〇一六年七月)。山中亜紗子「和歌における十三夜の月——素材の表現と展開に関する再検討——」(『女子大國文』一六〇、二〇一七年一月)。
- (2) 藤川功和「後嵯峨院と歌合——文永五年九月十三夜「白河殿五首歌合」から辿る——」(『日本文学研究ジャーナル』一二、二〇一九年二月)。
- (3) 安田徳子「建長三年九月十三夜影供歌合について」(『名古屋大学文学部論集 文学』三一、一九八五年三月。後に同氏著書『中世和歌研究』所収、和泉書院、一九九八年)。
- (4) 佐々木孝浩「後嵯峨院歌壇における後鳥羽院の遺響——人麿影供と反御子左家の活動をめぐって——」(『和歌文学論集 一〇』所収、風間書房、一九九六)。
- (5) 井上宗雄「藤原信実年譜考証 寛元から文永まで——」(『立教大学日本文学』五九、一九八七年二月)。
- (6) 安井久喜「後鳥羽院下野」致「(語文) 八、一九六〇年五月」。
- (7) 佐藤恒雄「後嵯峨院の時代とその歌壇」(『国語と国文学』五四・五、一九七七年五月、同氏著書『藤原為家の研究』に所収、笠間書院、二〇〇八年)。
- (8) 注2。
- (9) 注1諸論。
- (10) 瓦井氏注1前掲論文。
- (11) 森克己「日宋文化交流の諸問題」(刀江書店、一九五〇、六一〜七一頁)。

- (12) 伊藤敬「新北朝の人と文学」(三弥井書店、一九七九、五一頁。氏は、「観応の擾乱を境とする禁裏社会と武家社会の変質」を看取り、後光厳朝・日野宣子以後を「新北朝」と名付けている)。
- (13) 五味文彦「王法と仏法——両様の接近——」(『仏教別冊二』、法蔵館、一九八九年)。
- (14) 深津陸夫「中世勅撰和歌集史の構想」(笠間書院、二〇〇五)、三三三頁。
- (15) 注14、四〇一頁。
- (16) 北條文彦「長講堂の供花について」(『書陵部紀要』三七、一九八五年二月)。同氏「中世における長講堂の供花の沿革について」(『駒澤史学』五八、二〇〇二年三月)。
- (17) 『増鏡』「老の波」(井上宗雄訳注中巻、講談社、一九八三)では年次が明記されず、井上氏によれば建治元年の可能性が大きいという(二五七〜二五八頁)。一方、『とはずがたり』巻二(久保田淳校註、新編日本古典文学全集47所収、小学館、一九九九)では、これは確かに後深草院二条が十八歳の時、すなわち建治元年の出来事として記されている。しかし久保田氏は第二巻の年次について「実際は建治二年か」とも指摘している(二八三頁)。
- (18) この頃、常に四人以上の上皇が同時に存在するため、記録上の表記は曖昧で判明しにくい。A北條氏注16論文(二〇〇二)と、B東京大学史料編纂所編『大日本古記録 実躬卿記』の注釈によると、正安三年五月十二日(AB)、乾元元年五月十日(AB)、嘉元二年五月十二日(AB)、徳治二年五月十二日(AB)、延慶元年五月(ABのみ、出典不明)、元応元年五月十八日(A及び「史料纂集 花園天皇宸記 第二」)において、後宇多の参加が見られるという。
- (19) 注16(二〇〇二)を参照。

- (20) 以上、深津睦夫『光厳天皇　をさまらぬ世のための身ぞうれはしき』（ミネルヴァ書房、二〇一四）、一〇一～一二六頁を参照。
- (21) 井上宗雄『中世歌壇史の研究　南北朝期（改訂新版）』（明治書院、一九八七）、三八二～三八六頁。
- (22) 『新編国歌大観』第十卷解題（二六〇）、井上宗雄・紙宏行執筆。
- (23) 注21、五一八頁。また、三浦周行『日本史の研究　第一輯下』（岩波書店、一九二二）、一〇一三～一〇二〇頁を参照。
- (24) 岩佐美代子『風雅和歌集全注釈　中巻』（笠間書院、二〇〇三）、一七頁。
- (25) 拙稿『世外の暮春——『風雅集』の内外に息づく歌人逸話からアプローチして——』（『国語と国文学』二〇一・二、二〇二四年二月）。

（きむ） あき／神戸大学大学院博士課程後期課程